給油所を廃止する（一部を廃止する）場合

新たに当該給油所を運営する方がいる場合は、事前に申請してください。

複数の給油所を所有しているがそのうちの一部だけを廃止するか、その一部を他社に譲渡又は貸与する場合の手続きです。

申請の時期は、登録審査・内部決裁の期間として、遅くとも揮発油販売業を開始する**１０日前までに申請書を提出してください。**

＜必要書類＞

1.	様式第６　　揮発油販売業変更登録申請書
2.	その他　「石油販売業変更届出書」　３部（１部写し可）

※　ＳＳ減の変更登録申請又は廃止届出を行ったＳＳについては、品質管理者解任届出と分析委託廃止届出を省略しても差し支えありません。

（記載例）

様式第６（第７条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	

提出年月日

<法人の場合>
登記上の名称、住所を記載し、代表者印(登録印)を押印。
<個人の場合>
住所・氏名を記載し、実印を押印。

揮発油販売業変更登録申請書

〇年 〇月 〇日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　〇〇株式会社　〇〇 〇〇

住　　所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第８条第１項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

１ 登録年月日及び登録番号

〇年〇月〇日　〇―〇〇〇〇〇〇

登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入。

２ 変更の内容　給油所１カ所の減少

従前の内容	変更後の内容
給油所の名称　〇〇給油所 給油所の所在地　〇〇〇〇〇〇 タンクの容量　〇〇Ｋｌ 計量器の数　〇〇基	同左給油所を廃止する

タンクの容量及び計量器の基数は、
ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの合計を記入。
なお、ダブル計量器など複数のノズルの付いたものについては、同時に独立して給油が可能なノズルの数を計量器の数とする。

３ 変更の年月日

〇年〇月〇日

４ 変更の理由

経営合理化のため、上記給油所を株式会社〇〇石油（登録番号〇―〇〇〇〇〇）に売却する。

（備考）１、この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。２、×印の項は、記載しないこと。

変更の年月日は、
変更登録申請者が実際に給油所廃止を予定している年月日を記入。
ただし、運営者の交代等により、新たに当該給油所を運営する方がいる場合、申請日は、原則として、新運営者の給油所開始予定日の遅くとも2週間前に提出。

変更の理由は、 給油所の新設目的を具体的かつ簡単明瞭に記載。
（記載例）
・当該給油所を廃止する場合、「経営合理化のため、上記の給油所を廃止する。」
・他者に譲渡・貸与・返却する場合、「経営合理化のため、上記の給油所を株式会社〇〇石油(登録番号〇―〇〇〇〇〇)に貸与する。」
(注)なお、譲渡又は貸与により、新たに当該給油所を運営する事業者がある場合、控え1部を提出のこと。この控えに、受付印を押印し返却するので、返却された控えは、譲り受け又は借り受ける事業者の申請書に添付すること。

記　入　例

様式第１８（第３３条関係）

届出番号

開始届の番号を記載してください。

石油販売業変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

変更届は、主たる事務所の所在地または営業所の所在地を変更する場合は変更日よりも前に提出、その他の場合は変更後遅滞なく提出してください。

経済産業大臣　殿

届出者　商号、名称　〇〇石油株式会社
氏　　名　代表取締役　〇〇　〇〇
（法人にあっては、代表者の氏名）
住　　所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

石油の備蓄の確保等に関する法律第２７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	例）＜全営業所共通事項＞ 商号の変更、住所／主たる事務所の所在地の変更、代表者の変更、販売油種の変更、仕入先の変更 ＜個別営業所事項＞ 〇〇営業所の（給油所）の１カ所廃止／追加、移転、販売施設の変更など
変更前	
変更後	
変更（予定）年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	例）取締役会議の決議による、経営合理化のため、〇〇から譲受のため、〇〇へ譲渡のため、〇〇と合併のため　など具体的に記載してください。
設備の処分に関する事項	例）〇〇へ譲渡、設備撤去　など具体的に記載してください。

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　変更事項の欄には、法第２７条第１項第１号から第６号までのうち、変更する事項を記載すること。
３　法第２７条第１項第３号から第５号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。

４　「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。

５　「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。